

第2章 舗装

第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路附属施設工、橋梁附属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、道－1－1－3－3第3項道路土工、第2－1編第1章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通編）、工事請負共通仕様書（道路河川土木工事編）の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の最新の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説
日本道路協会	舗装設計施工指針
日本道路協会	舗装施工便覧
日本道路協会	舗装設計便覧
日本道路協会	舗装再生便覧
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
日本道路協会	道路土工 排水工指針
日本道路協会	道路土工 施工指針
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説
日本道路協会	道路反射鏡設置指針
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説
インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料
建設省	道路附属物の基礎について
日本道路協会	舗装試験法便覧 別冊
自転車駐車場研究会	自転車駐車場整備マニュアル

日本道路協会	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説
日本電気協会	日本電気技術規格委員会承認規格（JESC）
日本電気協会	電気技術規程（JEAC）
日本電気協会	電気技術指針（JEAC）
日本電気協会	高圧受電設備規程（JEAC）
日本電気協会	内線規程（JEAC）
日本電機工業会規格（JEM）	
電池工業会規格	
日本電線工業会規格（JCS）	
日本照明器具工業会規格（JIL）	
公共建築協会	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築協会	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

第3節 舗装工

道－3－2－3－1 一般事項

1. 本節は、舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、ポーラスアスファルト舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、構造物横取付工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規定に基づき試験を実施しなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

道－3－2－3－2 材 料

1. 舗装工で使用する材料については、道－1－1－6－3アスファルト舗装の材料、道－1－1－6－4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
2. 受注者は、**設計図書**によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、**設計図書**に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。
4. 受注者は、本条3項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の**承諾**を得て現場配合を決定しなければならない。

5. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4. 2照査」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6. ブロック舗装工で使用するインターロッキングブロックの規格は、インターロッキングブロック舗装技術協会の規格に適合するものとする。
7. ブロック舗装工で使用する視覚障がい者誘導用ブロックは、**設計図書**（設計図集 10. 身障者施設）によるものとする。
8. ブロック舗装工で使用する各種コンクリート平板はJIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格に適合するものとする。

道－3－2－3－3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、道－1－1－6－5 舗装準備工の規定によるものとする。

道－3－2－3－4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、道－1－1－6－6 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、道－3－2－3－8 グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会）の規定及び道－1－1－6－6 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督職員に**連絡**し、排水設備の設置などについて、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

道－3－2－3－5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、道－1－1－6－6 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

道－3－2－3－6 半たわみ性舗装工

1. 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、共－1－2－2－8 瀝青材料の3号に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。
2. 半たわみ性舗装工の施工については、道－1－1－6－6 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9－4－1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会）の

規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

道-3-2-3-7 ポーラスアスファルト舗装工

1. ポーラスアスファルト舗装工の施工については、道-1-1-6-6 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、ポーラスアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装、9-3-2 透水機能を有する舗装」（日本道路協会）の規定、「舗装再生便覧 第2章2-7施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

また、排水機能を十分発揮させるため、不透水層として構築された基層面の勾配については、速やかに排水施設へ排水できるように計画し、施工するものとする。

3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-4の標準的性状を満足するものでなければならない。

表3-2-4 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目	種類 付加記号	H型	
			H型-F
軟化点	℃	80.0以上	
伸度	(7℃) cm	—	—
	(15℃) cm	50以上	—
タフネス(25℃)	N・m	20以上	—
テナシティ(25℃)	N・m	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—
フラース脆化点	℃	—	-12以下
曲げ仕事量(-20℃)	kPa	—	400以上
曲げステイフネス(-20℃)	MPa	—	100以下
針入度(25℃)	1/10mm	40以上	
薄膜加熱量変化率	%	0.6以下	
薄膜加熱針入度残留率	%	65以下	
引火点	℃	260以上	
密度(15℃)	g/cm ³	試験表に付記	
最適混合温度	℃	試験表に付記	
最適締固め温度	℃	試験表に付記	

4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-5の標準的性状を満足するものでなければならない。

表3-2-5 アスファルト乳剤の標準的性状

項目		種類及び記号	PKR-T
エングラード (25℃)			1～10
セイボルトフロー秒 (50℃) s			-
ふるい残留分 (1.18mm) %			0.3以下
付着度			2/3以上
粒子の電荷			陽 (+)
留出油分 (360℃までの)			-
蒸発残留分 %			50以上
蒸発 残留 物	針入度 (25℃) 1/10mm		60を超え150以下
	軟化点 ℃		42.0以上
	タフネス	(25℃) N・m	3.0以上
		(15℃) N・m	-
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5以上
		(15℃) N・m	-
貯蔵安定度 (24hr) 質量 %			1以下
浸透性 s			-
凍結安定度 (-5℃)			-

5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-6を標準とし、表3-2-7に示す目標値に満足するように決定しなければならない。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

表 3-2-6 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径 (13)	最大粒径 (20)
通過百分率 (%)	26.5mm	—	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75 μ m	3 ～ 7	3 ～ 7
アスファルト量		4 ～ 6	

〔注〕 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

表 3-2-7 ポーラスアスファルト混合物の目標値

項 目	目 標 値
空隙率 %	20以上
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上
安定度 kN	3.43以上
動的安定度 (DS) 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度

〔注 1〕 突き固め回数は両面各50回とする。

(動的安定度は、N 7 交通の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)

〔注 2〕 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

6. 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。
ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。

- (1) ポーラスアスファルト舗装工は、不透水層の再構築を基本とするが、やむを得ず既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置を監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)

(2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。

(3) ポーラスアスファルト舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。

(4) 受注者は、アスファルトの動粘度が150～300cStを示す温度範囲（170～185℃）の中から混合温度を決定し、混合物を加熱しすぎないように温度管理を行うものとし、混合物出荷時には、トラック上で温度を測定し**報告**しなければならない。

なお、施工時期及び時間帯を考慮して、運搬時における混合物の保温対策は適切に行わなければならない。

混合物の出荷時にもホイールトラッキング試験1回（3組）／日を実施するものとする。

(5) ポーラスアスファルト舗装用混合物の初期転圧温度（一般に140～160℃）は、通常のアスファルトにより高い温度が必要であり、開粒度タイプのため温度低下も著しいことから、温度管理には十分注意を払うとともに、速やかに敷均し転圧を行うものとする。仕上げ転圧については混合物の温度が70～90℃程度になってから行うものとする。

(6) 受注者は、アスファルト混合物の敷均しは、アスファルトフィニッシャーにより、仕上がり面が平坦で、締固め後に所定の断面、勾配が得られるように行う。また、レーキの使用は空隙づまりの原因となるため最小限度にとどめるものとする。

(1) 舗装完了後の交通開放は、舗装表面の温度が50℃以下に下がってから交通開放しなければならない。

8. 受注者は、第2－1編第1章第1節第3項施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を**施工計画書**に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

道－3－2－3－8 グースアスファルト舗装工

1. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。

2. 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。

3. 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリストリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。

また、鋼床版面はさびや異物がないように素地調整を行うものとする。

4. 受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。
5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9－4－2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会）の規定によるものとする。
6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。
 - (2) 接着剤の規格は表3－2－8又は表3－2－9に適合しなければならない。

表3－2－8 接着剤の規格 鋼床版用

項 目	規 格 値	試 験 法
	ゴムアスファルト系	
不 揮 発 分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 (0.5)以下	JIS K6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600
低温風曲試験 (-10℃、3 mm)	合格	JIS K5600
基 盤 目 試 験 (点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5600

[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表3－2－9 接着剤の規格 コンクリート床版用

項 目	アスファルト系 (ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマ	2次プライマ	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1*1
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K6833-1, 2*2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1*1
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1*1

[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例：コンクリート床板の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床板の場合は鋼板を使用する)

*2 試験方法は、JIS K6833-1, 2、JIS K6387-1, 2などを参考に実施する。

表 3-2-9(2) シート系床版防止層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

項 目	溶剤型		水性型	試験方法
	コンクリート 床版用	鋼床版用		
指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833- 1, 2*2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1
耐久性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1

〔注 1〕 *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。

*2 試験方法は、JIS K6833-1, 2、JIS K6387-1, 2などを参考に実施する

〔注 2〕 と幕系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラバケ等を用いて、まず $0.3 \sim 0.4 \text{ l/m}^2$ の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、 $0.15 \text{ l/m}^2 \sim 0.2 \text{ l/m}^2$ の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布することとする。

(4) 受注者は、塗布された接着剤が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。

7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定によらなければならない。

(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) 骨材は道-1-1-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、共-1-2-2-3第5項フィラーの品質規格によるものとする。

8. グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-10に適合するものとする。

表 3-2-10 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率 (%)
19.0 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	65～85
2.36 mm	45～62
600 μm	35～50
300 μm	28～42
150 μm	25～34
75 μm	20～27

(2) 標準アスファルト量の規格は表 3-2-11に適合するものとする。

表 3-2-11 標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率 (%)
アスファルト量	7～10

(3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。

9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。

(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 3-2-12の基準値を満足するものでなければならない。

表 3-2-12 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項 目	基 準 値
流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	3～20
貫入量試験、貫入量 (40℃、52.5kg/5cm ² 、30分) mm	表層 1～4 基層 1～6
ホイールトラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300以上
曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にし、最も適した値を設定しなければならない。

(3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

(4) 受注者は、配合を決定したときには、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**し、**確認**のための資料を整理・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**すると

もに検査時に**提出**しなければならない。

- (5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2以下を目標とする。
10. 現場配合については、受注者は舗設に先立って道－3－2－3－8 グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。
11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
- (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3－2－13を満足するものとする。

表3－2－13 アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材 料	加 熱 温 度
アスファルト	220℃以下
石 粉	常温～150℃

- (2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。
12. 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
- (1) 受注者は、グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。
- (2) 一層の仕上り厚は3～4 cmとする。
- (3) 受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
- (4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5度以下のときに施工してはならない。
13. 目地工の施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
- (1) 受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。
- (3) 受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。
- (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3－2－14の規格を満足するものでなければならない。

表 3-2-14 目地材の規格

項 目	規 格 値	試 験 法
針入度（円錐針）（mm）	9 以下	舗装調査・試験法 便覧
流 動（mm）	3 以下	
引張量（mm）	10以上	

〔注〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

- (5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。
- (6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。
- (7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。
- (8) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。
- (9) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3L/m²、構造物側面に対しては0.2L/m²、成型目地材面に対しては0.3L/m²とする。

道-3-2-3-9 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、道-1-1-6-7 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。
4. 受注者は、初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。
5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
6. 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地を設けるものとする。

道-3-2-3-10 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、道-1-1-6-8 薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

道-3-2-3-11 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、道-1-1-6-6 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないように路盤を入念に締固めなければならない。
3. 受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又は、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

4. 受注者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-8 インターロッキング舗装」（日本道路協会）の施工の規定、「視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 第4章 施工」（日本道路協会）の規定による。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

5. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で使用する材料及び施工については、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の材料及び施工の規定によるものとする。なお、**設計図書**において標準色と指定した場合は、赤、黄、白、緑、黒、グレーの6色より監督職員が**指示**するものとする。

6. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で、特注品のインターロッキングブロック（研磨タイプ、珪砂入等）を使用する場合のインターロッキングブロックは、以下の各規定によるものとする。

(1) 表面層に使用するセメントは、白色及び普通ポルトランドセメントを使用し、表層に用いる砕石は**設計図書**によるものとする。なお特注色、珪砂入は、表面層に珪砂（4～6号）を用いるものとする。

(2) 表面層の厚さは10mm以上とし、表面層の粗骨材の最大寸法は20mm以下とする。

(3) 表面のすべり抵抗値は本項9の規定によるものとする。

7. 受注者は、れんが舗装の施工については、れんがは平らな面を表面にして計画高に合わせて平滑に敷き並べ、目地の幅は1 cm、目地の仕上げは天端までとし、目地モルタルは、目地内に空隙が生じないように流し込み、余分なモルタルは取り除いて通りよく目地ごてで丁寧に仕上げるものとする。

8. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の施工については、以下の規定によるものとする。

(1) 敷きモルタル施工に先立って、基礎がコンクリートの場合は表面に付着している泥やごみ等は取除き、表面を湿潤状態にし、路盤の場合は浮石やその他の有害物を除去して清掃しなければならない。

(2) 敷きモルタルは、十分空練りして適当な湿潤状態としなければならない。

(3) よく清掃した基礎又は路盤上にモルタルを一様に敷均し、計画高に合せてコンクリート平板を平らに敷きならべ、目地の幅は6 mmを標準とし、目地は通りよく仕上げなければならない。

(4) 目地モルタルはコンクリート平板の上に敷均した後、ブラシ等で目地内に空隙が生じないように全体に行きわたるように流し込み、余分なモルタルは取除いて目地ごてで丁寧に仕上げなければならない。

(5) コンクリート平板は原則として地先境界ブロック側より敷きならべ、歩車道境界ブロック寄りに生じた半端な箇所や植樹ます・マンホール・電柱等で生じる半端な箇所は、全体の美観を損なわないように平板をカッティングして施工しなければならない。ただし、商店街等の道路で全幅をテラゾブロック平板等で舗装する場合は道路中心よ

- り両側に敷き並べるものとする。
- (6) 据え終ったコンクリート平板に付着したモルタル等は、できるだけ早く取除かなければならない。
- (7) テラゾブロック平板で舗装する場合の構造目地の幅は10mmを標準とし、基層コンクリートの目地と同じ位置に60～120m毎に設置するものとする。
- (8) テラゾブロック平板で舗装する場合の構造目地設置時には、モルタル、水、ホコリ等は完全に取り除き、施工するものとする。特にシリコン系シーリングを設置する時に注意すること。
- (9) テラゾブロック平板で舗装する場合は舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状などについて監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (10) テラゾブロック平板で舗装する場合は基層コンクリート及びテラゾブロック舗設後、衝撃等の有害な影響を受けないよう全面に合板、カーペット等を用いた覆工養生を行い、その存置期間については監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (11) テラゾブロック平板で舗装する場合は施工前に貼付模様図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。（模様図とは沿道各戸の前にどのような模様が来るのか判るものとする。）
- (12) テラゾブロック平板舗装施工後の滑り抵抗値を施工面積630m²(7,000枚)以上及び商店街路は横断方向に3断面を基本として施工後（完成検査前）の滑り抵抗値を測定し、報告書（詳細位置図含む）を監督職員に**提出**するものとする。
- なお、試験方法は、本項9及び図3-2-1の要領にて測定する。
- (13) 受注者は、基層コンクリートの施工については、道-1-1-6-7コンクリート舗装工の規定によるものとする。

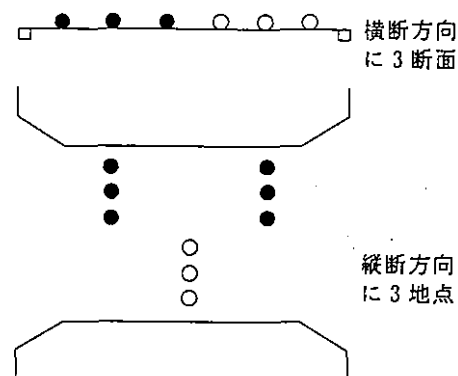


図3-2-1 測定地点の取り方

9. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装でテラゾブロック平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。
- (1) テラゾブロック平板は、JIS A 5411（テラゾ）の規格によるほか、以下の各規定に

よるものとする。

- ① 形状寸法は**設計図書**によるものとする。ただし、マンホール、ハンドホール又は道路構造物の周辺・街角等は現場に応じた寸法で工場製作するものとする。
 - ② 表面層の厚さは、10mm以上とし、表面層に用いるセメントについては、白色又は普通ポルトランドセメント（JIS R 5210）を使用するものとし、顔料は無機顔料とし製品の品質を損なわないものでなければならない。
 - ③ 表面層に用いる種石は、御影石、大理石又はじゃもん岩とし、製品の品質を損なわないものとする。また、最大粒径は15mm以上とする。
 - ④ 表面層に用いる種石の出石率は、JIS A 5411（テラゾ）の規定により試験し、その値が50%以上でなければならない。
 - ⑤ 仕上げ面は、片面仕上げとし、その色調は**設計図書**によるものとする。
 - ⑥ 仕上げ面の研磨は、養生日数7日以降にカーボン研磨を行うこととする。また、ショットブラスト仕上げの場合は、研磨後に行うものとする。
 - ⑦ 補強コンクリート層に用いる骨材は、清浄・強硬で、ごみ・泥・有機物等の有害量を含まず、かつ、最大粒径20mm以下とし、粗細粒を適切に混合したものとする。
 - ⑧ テラゾブロック平板の曲げ強度は、5.0Mpa (51.0kgf/cm²) でなければならない。
- (2) テラゾブロック平板の表面の滑り抵抗値は、表3-2-15の方法で測定し、表3-2-16の規格値に適合しなければならない。

表 3-2-15 滑り抵抗値の測定方法

試 験 機 種	BPST ^[注1]
供 試 体 数	7 枚を原則
試 験 状 態	湿潤状態 ^[注2] と湿潤ふき取り状態 ^[注3]
試 験 回 数	1 測点につき各 5 回
試 験 方 向	特殊なものを除き指定無し
測 定 結 果	各々の平均値
滑 り 抵 抗 値	湿潤状態・湿潤ふき取り状態の低い値

[注1] 英国式ポータブル・スキッドレジスタンステスターの略称（ASTM E 303に規定）

[注2] 舗装試験法便覧（日本道路協会）によるものとし、建設局独自の方法として1枚当たり約50ccの水を散水した状態

[注3] 湿潤状態にした後取水性の良い木綿布等を用いて軽くふき取った状態

表 3－2－16 表面処理の合格規格値

- ・ 個々の供試体のBPNは原則として30を下回ってはならない。
- ・ 7個平均の抵抗値が40を下回ってはならない。
- ・ 7個の標準偏差値が5以内であることが望ましい。

[注] 使用材料の供試体として、少なくとも7個のブロックを製造し、試験方法に従って滑り抵抗試験を行い、個々の測定値と平均値、標準偏差値をまとめ、使用材料承諾願いに添付するものとする。

※ 製造時に7000枚（630m²）毎及び商店街路は、路線単位毎に1組として任意に7供試体（資料）を抜き取り、滑り抵抗値を測定し、報告書を監督職員に提出しなければならない。

10. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装で研磨タイプ・研磨ショットタイプ平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。
 - (1) 研磨タイプ・研磨ショットタイプ平板JIS A 5411（テラゾ）の規定によるほか、以下の各規定によるものとする。
 - ① 表面層に使用するセメントは、白色ポルトランドセメントとする。
 - ② 表面層に用いる砕石は**設計図書**によるものとし製品の品質を損なわないものとする。粒度は0.25mm～9mmとし、粗細粒を均等に混合するものとする。
 - ③ 色調及び出石率は、**設計図書**による指定色とし、出石率はJIS A 5411（テラゾ）の規定により試験を行いその値は50%以上でなければならない。
 - ④ 仕上げは養生日数7日以後に研磨を行うこととしショットブラスト仕上げの場合は研磨後に行うものとする。平板の表面は、その質が緻密で有害な傷がなく、形状寸法が正しく、そりやゆがみがなく外観がよくななければならない。
 - ⑤ 表面層の厚さは10mm以上とし、表面層の粗骨材の最大寸法は20mm以下とする。
 - ⑥ ブロック表面のすべり抵抗値を本項9の規定により測定して監督職員に**報告**しなければならない。
11. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装で白色珪砂入平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。
 - (1) 表面層に使用するセメントは白色及び普通ポルトランドセメントとし、白色4に対してして普通6の配合を基本とし、表面層には珪砂（4～6号）を用い、モルタル（1：2）に混合するものとする。
 - (2) 表面層の高さは10mm以上とし、裏面層に使用する粗骨材の最大寸法は20mmとする。
12. 受注者はつたい石の施工については、本項8. コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の規定によるものとする。
13. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロック舗装の施工については、本条第8項コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の規定によるものとする。敷設方法については、受注者は、**設計図書**に基づき監督職員と**協議**を行い、詳細敷設案を作成し、**承諾**を得るものとする。

道－３－２－３－１２ 構造物横取付工

受注者は、構造物横取付復旧の施工については、道－１－１－６－６アスファルト舗装、道－１－１－６－７コンクリート舗装の規定によるものとする。

第４節 排水構造物工（路面排水工）

道－３－２－４－１ 一般事項

- １．本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工、側溝工、管渠工、街渠柵・マンホール工、集水柵工、街渠工、場所打水路工、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- ２．路面排水工の施工にあたっては、道路土工・排水工指針の地下排水施設の施工、のり面排水施設の設計と施工、構造物の排水、施工時の排水の規定及び道路土工・施工指針の施工道－３－２－４－３側溝工、道－３－２－４－５街渠柵・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

道－３－２－４－２ 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、道－１－１－３－３第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

道－３－２－４－３ 側溝工

- １．受注者は、Ｌ型側溝又は管(函)渠型側溝、プレキャストＵ型側溝の設置については、**設計図書**又は監督職員の**指示**する勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
- ２．受注者は、Ｌ型側溝及び管(函)渠型側溝、プレキャストＵ型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が１：３の容積配分のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。
- ３．受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に行なわなければならない。
- ４．現場打側溝の施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第３章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- ５．受注者は、側溝底面と集水柵との取付部に高低差が生じた時は、集水柵蓋を修正しなければならない。
- ６．受注者は、沿道取付の施工については、以下の各規定によらなければならない。
 - (１) 受注者は、地先境界ブロック施工後に沿道の掘削跡の埋戻しを道－１－１－３－３第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定に準じて所定の高さまで仕上げた後、**設計図書**（設計図集 ２．路面排水工（１）側溝工）により施工しなければならない。
 - (２) 受注者は、沿道取付施工に先立って、施工面を十分突固めて所定の高さとなるように不陸整正を行わなければならない。
 - (３) 受注者は、沿道取付におけるコンクリートの打込みについては工事請負共通仕様書（共通編）第３章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。

- (4) 受注者は、コンクリート及びモルタルは、滞水しないよう排水勾配を付して仕上げなければならない。
- (5) 受注者は、集水桝との取付部に高低差を生じた時は、集水桝蓋を修正しなければならない。
- (6) 受注者は、沿道取付におけるアスファルト舗装については、道－１－１－６－６アスファルト舗装工の規定によらなければならない。

道－３－２－４－４ 管渠工

- １．受注者は、管渠の布設について、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 管渠は、管路の途中に障害物が無いことを**確認**して下流側または、低い側より施工しなければならない。
 - (2) 管渠は、所定の計画高に合わせて一様な勾配をつけて、通りよく布設しなければならない。
 - (3) 管径、管種
 - ① 管径の標準は内径200mmとする。ただし、400mm未満の下水道本管へ接続する場合は、単独街渠桝として内径150mmとする。
 - ② 管種は下水道用硬質塩化ビニル管（J A W A S K－１）とし、既設施設の部分改良については監督職員と**協議**する。
 - (4) 勾配は管径150mmで1/100以上、管径200mmで1/200以上とする。
- ２．受注者は、硬質塩化ビニル管の取扱について次の規定によるものとする。
 - (1) 管の運搬に際しては、管体の破損及び傷つきを防止するため、管と荷台の接触部、ロープなどの固定部及び管端部には、クッション材をはさむものとする。また、保管については、原則として屋内とし、やむをえず屋外に保管するときは、不透明シート等をかけ直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しのよい状態を保ち、管に変形や曲がりが生じないようにしなければならない。
 - (2) 接着剤、樹脂系接合剤、滑材及びゴム輪等は、変質を避けるため冷暗所に保管するものとする。また、接着剤の取扱については、関係法令の定めを順守するものとする。
- ３．受注者は、硬質塩化ビニル管の接合について、次の規定によるものとする。
 - (1) 管の接合について、硬質塩化ビニル管の差し口をゴム輪受口に挿入するゴム輪接合とする。基礎構造については、**設計図書**（設計図集 ２．路面排水工（２）管渠工）の規定によらなければならない。
 - (2) 管の接合前には、あらかじめ継手掘りを行い、接合部を乾いたウエス等で清浄し、ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差し口に均一に塗るものとする。ゴム輪接合１箇所あたりの滑材使用量は、表３－２－17によるものとする。

表 3－2－17 ゴム輪接合 1箇所当たりの滑材使用量

呼び径	使用量 (g)
150	20
200	25
300	50

- (3) 管の接合に際しては、挿入機及びてこ棒等を用いて標線位置まで挿入するものとし、チェックゲージ等によりゴム輪のねじれがないことを**確認**するものとする。
- (4) 埋戻しに際しては、粒径20mm以上のれきを含まないものとし、石、がれきなど管に悪影響を及ぼすような固形物を一緒に埋め込まないようにし、管に変形や曲がりが生じないように、管の周辺を均等に締め固めるものとする。なお、管端は変形しないように適切な処置を講じるものとする。
- (5) 埋戻しについては、道－1－1－3－3 第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
- (6) 管の切断に際しては、切断によって使用部分に損傷が生じないように、電気のこぎり等により管軸に垂直に切断し、切断面に生じた切り欠き及び食い違いを平らに仕上げるとともに、管端の内外周を面取りするものとする。また、管には挿入標線を記入するものとする。損傷させた場合は、取替えなければならない。
4. 受注者は、遠心力鉄筋コンクリート管の接合について、次の規定によるものとする。
- (1) コンクリートB管は、管接合前に継手部とゴム輪をよく清掃し、ソケット内面に滑り剤を塗布し、容易にさし込めるようにしたうえ、挿口をさし込む。挿口は所定の位置にゴム輪をはめ、さし込み深さが**確認**できるように印をつけておく。また、管とゴム輪の接着効果及び接着部の空隙充填効果を上げ、管路の止水性を確保するため、ゴム輪の溝に止水剤を適量塗布すること。
- (2) 埋戻しについては、道－1－1－3－3 第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
5. 受注者は、街渠枳への管渠接続について、次の規定によるものとする。
- (1) 勾配、角度
- ① 勾配は管径150mmで1/100以上、管径200mmで1/200以上とする。
- ② 取付角度は図 3－2－2 によるものとし、90° とする。

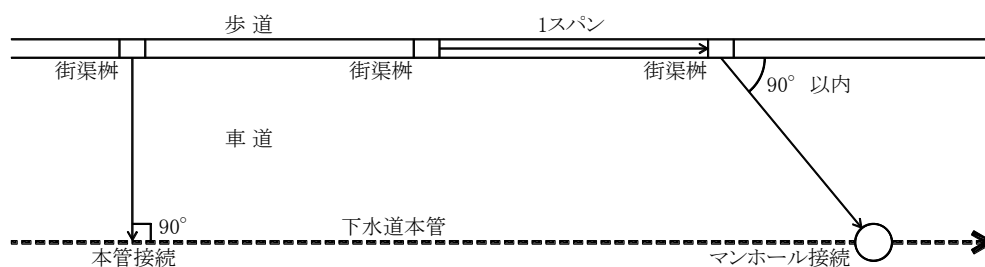


図 3－2－2 街渠枳への管渠の接続

- (2) 上記の接続の方法により難しい場合は、監督職員と**協議**を行うものとする。
6. 受注者は、集水枡への管渠接続について、次の規定によるものとする。
- (1) 管径、管種
- ① 管径は、内径150mm又は200mmとする。
- ② 管種は下水道用硬質塩化ビニール管（J A W A S K-1）とする。
- (2) 接続の方法
- 接続の方法は、マンホール又は下水道本管に接続するものとする。なお下水道施設への接続については特に接続点に留意するものとする。
7. 受注者は、硬質塩化ビニール管の支管の接合については、次の規定によるものとする。
- (1) 工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）の下-1-3-6-5 取付管布設工の規定を原則とし、工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）参考資料4の支管取付構造図・取付管工事一般図を参照すること。
- (2) 下水道本管に穿孔機を使用しなければならない。
- (3) 排水管と下水道管の接合には、支管を用いるものとし、下水道本管の材質に合ったものを使用しなければならない。なお、使用する支管は、90°支管を標準とするが、現場状況等により、これにより難しい場合は60°支管を使用することができる。
- (4) 支管の取付位置及び取付数は、以下のとおりとする。
- ① 下水道本管の管頂を中心に120°の間に取り付けるものとする。
- ② 下水道本管が、塩化ビニール管の場合（既設取付管及び排水管も考慮すること。）
取付管（排水管）との間隔は、内径が200mmの場合は本管軸方向に中心間隔90cm以上、排水管等の内径が150mmの場合は中心間隔70cm以上を確保するものとする。
- ③ 下水道本管がコンクリート管又は陶管の場合、（既設取付管及び排水管も考慮する。）本管1本につき1箇所を標準とし穿孔部は本管端部より20cm以上離すものとする。なお、コンクリート管の場合において、やむを得ず取付数が2箇所となる場合は、穿孔間隔を50cm以上確保するものとする。
- ④ 接合は樹脂系接合材又はモルタルにより行うものとする。なお、接合剤の使用量は表3-2-18によるものとする。
- ⑤ 支管の接合方法は図3-2-3によるものとする。

表 3-2-18 90度支管取付け 1箇所当たり樹脂系接合材使用量 (g)

取付け管及び径 本管呼び径	200
200～300	1,050
350～450	1,250

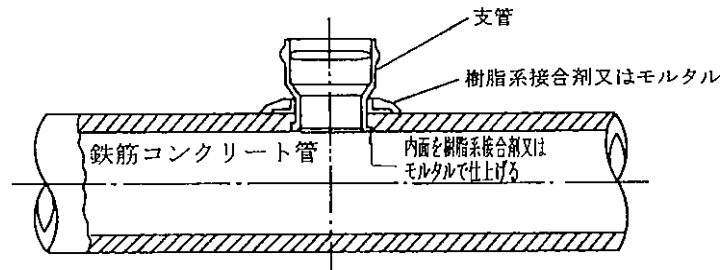


図 3-2-3 鉄筋コンクリート管及び陶管に対する接合

8. 受注者は、管渠継手の施工については、次の規定によるものとする。

(1) マンホールとの接合

- ① 位置決めを正確に行い、継手と壁面のすき間を樹脂系接合剤又はモルタルで充填し、面仕上げを行うこと。
- ② マンホールとの接合は図 3-2-4 によるものとする。

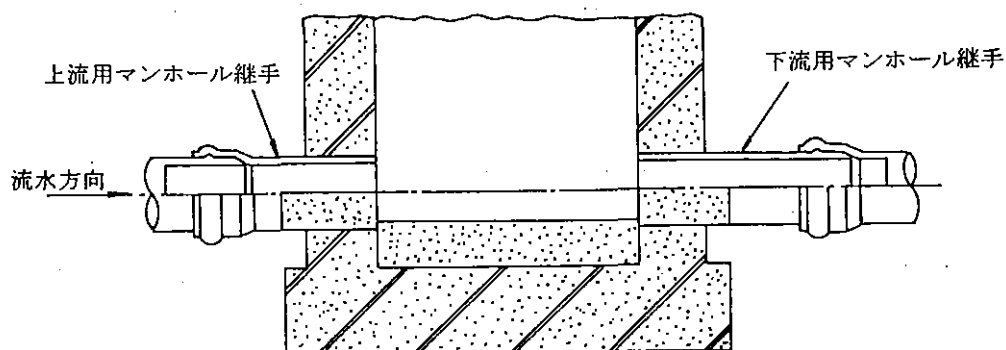


図 3-2-4 マンホールとの接合

(2) 枳との接合

- ① 調整管と継手を結合し、継手と枳孔のすき間に樹脂系接合剤又はモルタルをつめ込むこと。また、モルタルは樹脂系接合剤のような粘りがないため、盛り付けた部分が落ちないように十分押さえ込んでおくこと。
- ② 枳の内面側は、枳の内面に合わせてきれいに仕上げること。
- ③ 枳との接合は、図 3-2-5 によるものとする。

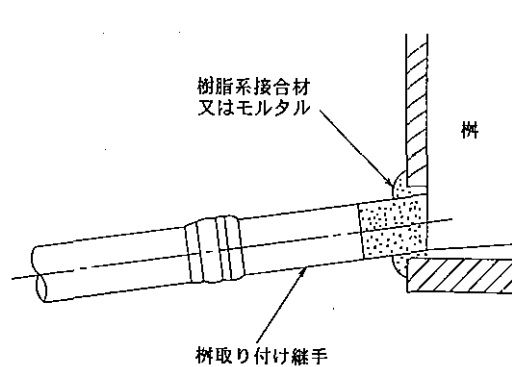


図 3-2-5 柵との接合

9. 受注者は、管渠閉塞の施工については、**設計図書**によるものとし、特に定めのない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。

道-3-2-4-5 街渠柵・マンホール工

街渠柵・マンホール工の施工については、道-3-1-7-5街渠柵・マンホール工の規定によるものとする。

道-3-2-4-6 集水柵工

集水柵工の施工については、道-3-1-7-6集水柵工の規定によるものとする。

道-3-2-4-7 街渠工

街渠工の施工については、道-3-1-7-7街渠工の規定によるものとする。

道-3-2-4-8 場所打水路工

場所打水路工の施工については、道-3-1-7-8場所打水路工の規定によるものとする。

道-3-2-4-9 排水性舗装用路肩排水工

1. 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。
2. 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管（導水パイプ）の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。

第5節 縁石工

道-3-2-5-1 一般事項

1. 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

道-3-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道-1-1-3-3第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

道－３－２－５－３ 縁石工

縁石工の施工については、道－１－１－３－６ 縁石工の規定によるものとする。

第６節 踏掛版工

道－３－２－６－１ 一般事項

1. 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、踏掛版工の施工については、道路土工**盛土工**施工指針の規定、道－３－２－６－４ 踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

道－３－２－６－２ 材料

1. 踏掛版工で使用する乳材等の品質規格については、道－１－１－６－３ アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、**設計図書**によるものとする。

道－３－２－６－３ 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－１－１－３－３ 第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

道－３－２－６－４ 踏掛版工

1. 作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、道－１－１－３－３ 第４項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、道－１－１－６－７ コンクリート舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。
4. 受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。

第７節 防護柵工

道－３－２－７－１ 一般事項

1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説４－１、**施工の規**

定、道路土工要綱第5章施工計画の規定、及び道－1－1－3－8防止柵工、道－1－1－3－9路側防護柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

道－3－2－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道－1－1－3－3第4項作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

道－3－2－7－3 路側防護柵工

1. 路側防護柵工の施工については、道－1－1－3－9路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は**視線誘導標設置基準・同解説**により取付ける。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
防護柵の規格は、**設計図書**によるものとする。

道－3－2－7－4 防止柵工

防止柵工の施工については、道－1－1－3－8防止柵工の規定によるものとする。

道－3－2－7－5 ボックスビーム工

1. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
3. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、**設計図書**に定められた位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、ボックスビームを取り付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。

道－3－2－7－6 車止めポスト工

1. 受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

道－3－2－7－7 防護柵基礎工

1. 防護柵基礎工の施工については、工事請負共通仕様書（共通編）第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。